

平成18年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会 議事録

1 日時

平成19年2月2日(金) 14:00~15:06

2 場所

九州厚生年金会館「錦の間」
(北九州市小倉北区大手町12-3)

3 出席者

(1) 委員

公益代表 山崎部会長、高向委員、富安委員、和田委員
労働者代表 村永委員、牧園委員、梶原委員、富吉委員、服部委員
使用者代表 野畑委員、手嶋委員、岡部委員、都築委員、米田委員
専門委員 宮地九州運輸局次長(代理 土井港運課長)
伊藤北九州市港湾空港局理事(代理 中川参事)
中野下関港湾局長

(2) 事務局

福岡労働局
小池総務部長、石田職業安定部長、後藤職業対策課長、塩川職業対策課長補佐、
小林雇用指導係長、古賀雇用指導係主任

山口労働局
梅田職業対策課長、内藤高齡・障害者雇用対策係長

4 議題

(1) 議事録署名委員の指名について

(2) 平成17年度における港湾雇用安定等計画の施行状況について

(3) その他

- ・響灘西地区における港湾労働法の適用について
- ・若松公共職業安定所及び門司公共職業安定所に係る行政組織の見直しについて

古賀雇用指導係主任

それでは定刻になりましたので、ただいまから平成18年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会を開催させていただきます。

私は議事に入るまでの間進行を務めさせていただきます、福岡労働局職業安定部職業対策課の古賀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議におきましては2時現在、公益代表委員の方が4名、労働者代表委員の方が4名、使用者代表委員の方が5名、合計13名の委員の方に出席いただいております。これは、福岡地方労働審議会関門港湾労働部会運営規定第7条において定められております、部会の成立要件であります委員及び臨時委員の3分の2以上の出席及び労働者代表、使用者代表及び公益代表の各委員・臨時委員の方の3分の1以上の出席を満たしていることを報告いたします。

また、専門委員といたしまして3名の委員の方に御出席いただいているところであります。

それでは議事次第に従いまして、まず福岡労働局職業安定部長の石田が委員の皆様挨拶申し上げます。

石田職業安定部長

福岡労働局職業安定部長の石田でございます。

本日は大変お忙しい中、また寒い中、この福岡地方労働審議会関門港湾労働部会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、当部会の各委員はじめ関係者の皆様方におかれましては、関門港における港湾労働行政の運営につきまして、日頃から特段の御理解と御協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、最近の雇用失業情勢につきましては、全国の12月の完全失業率は4.1%、完全失業者数につきましては、前月から15万人減、244万ということになっておりまして、依然としまして厳しさが残るものの改善が進んでいるところであります。

また、全国の有効求人倍率につきましては、1.08倍ということで、前月を0.02ポイント上回っております。福岡県につきましては、0.90倍、前月を0.02ポイント上回っておりますし、山口県も1.14倍、0.03ポイント上回っており、改善の基調にあると言えます。

最近の港湾労働をめぐる状況を見ますと、港湾運送事業の効率化、サービスの向上を図ることを目的に規制緩和が進んで、港湾労働をめぐる環境の変化が生じているところであります。

このような中で、港湾労働対策につきましては、平成16年4月に港湾労働法施行規則の一部を改正する省令及び港湾労働法第3条に基づき、新たな港湾雇用等安定計画が施行

されまして、今3年目となっているところでございます。

私どもといたしましては、これらに基づきまして港湾労働法の適正な運営を推進してまいりたいと考えておりますので、今後もより一層の御協力をお願いいたします。

本日の関門港湾労働部会では、港湾雇用等安定計画の平成17年度における施行状況などについて説明を行うこととなっております。委員の皆様方には忌憚のない御意見を賜りこの部会を充実したものにしていまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたしまして、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。

どうぞ本日はよろしく願いいたします。

古賀雇用指導係主任

続きまして山崎部会長より御挨拶をお願いいたします。

山崎部会長

ちょっと時期は、ずれましたけれども、あけましておめでとうでございます。

今日は本当に天気が急におかしくなりました、足下の悪いところ委員の皆様方にお集まりいただきまして、ありがとうございます、厚く御礼申し上げます。

現在の港湾労働法につきましては64年に改正されまして既に18年目、平成12年の改正から5年を経過したところであります。その間港湾運送においては、貨物輸送のコンテナ化という、いわゆる近代化が進みまして、それから規制緩和が行われるという風になって、内容的には大きな変化をきたしております。

また、港湾労働におきましても、労働者派遣制度の導入、港湾のフルオープン化ということがありまして、環境は非常に大きく変わっております。

こういった中で、港湾労働につきまして混乱が生じないように皆様方の御理解と御尽力によって港湾労働対策というのを確実に推進してまいりたいという風に考えております。

本日は先程部長からお話がありましており、港湾雇用安定等計画の17年度の施行状況についての御説明をいただくということになっておりますので、皆様方のご配慮により議事が円滑に進行するよう御協力を賜るようお願いいたします。簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。

古賀雇用指導係主任

ありがとうございました。

続きまして委員の皆様のお紹介をさせていただきます。皆様のお手元にお配りしております資料の1ページに名簿を付けておりますので御覧いただきたいと思います。

それでは、名簿順に沿って御紹介を申し上げます、私の方でお名前をお呼びいたしますので、御面倒ですがその場で御起立をお願いいたします。

はじめに公益代表の山崎委員でございます。

同じく高向委員でございます。

同じく富安委員でございます。

同じく和田委員でございます。

公益代表の山本委員ですが、本日所用のために欠席ということで連絡を受けております。

労働者代表の村永委員でございます。

労働者代表の牧園委員ですが、交通機関の遅れ等で少し遅れるということで連絡を受けておりますので到着次第御紹介させていただきます。

労働者代表の梶原委員でございます。

同じく富吉委員でございます。

同じく服部委員でございます。

続きまして使用者代表の野畑委員でございます。

同じく手嶋委員でございます。

同じく岡部委員でございます。

同じく都築委員でございます。

同じく米田委員でございます。

続きまして専門委員といたしまして九州運輸局の宮地委員ですが本日は所用により欠席されておりまして、代理といたしまして九州運輸局海事振興部港運課長の土井様に御出席いただいております。

続きまして北九州市港湾空港局の伊藤委員ですが本日は所用により欠席されておりまして、代理といたしまして北九州市港湾空港局参事の中川様に御出席いただいております。

続きまして下関港湾局の中川委員でございます。

続きまして福岡、山口両労働局幹部職員を紹介させていただきます。

福岡労働局職業安定部長の石田でございます。

福岡労働局総務部長の小池でございます。

福岡労働局職業安定部職業対策課長の後藤でございます。

山口労働局職業安定部職業対策課長の梅田でございます。

それでは議事に入りたいと思いますので山崎部会長進行の方よろしくをお願いいたします。

山崎部会長

それでは、議事に入る前に傍聴者を確認したいのですが、数字はわかっておりますでしょうか。

古賀雇用指導係主任

傍聴者は3名になっております。

山崎部会長

傍聴者は3名あるということですが、よろしゅうございますか。

【異議なし】

承認を得ましたので傍聴を許可することといたします。

これは、前もって資料を送られているということだろうかと思いますけども、当部会の議事録を今後、福岡労働局のホームページに掲載していくということをお諮りしたいとおもいますが、これに対して何か御質問、御意見ございますでしょうか。

特にありませんか。

後藤職業対策課長

私の方から御説明申し上げます。よろしいでしょうか。

どうもいつもお世話になっております。福岡労働局職業対策課長の後藤でございます。

今、部会長の方から御説明がございました、当部会の議事録のホームページへの掲載について、御説明を申し上げます。

これまで、当部会議事録につきましては、労働局ホームページ上での公開はせず、出席者氏名、議題等の議事要旨のみを公開しておったところであります。

しかしながら、各審議会の運営につきましては、行政改革、情報公開の大きな流れの中で、透明性を図ることが強く求められているところでございます。

このようなことから、厚生労働省の各種審議会につきましても議事録を原則公開することとしており、併せて発言者の名前につきましても公開の検討を行うよう指摘がなされたことから、当部会の上部審議会であります福岡地方労働審議会におきましても、昨年3月9日開催分から発言者の名前を含みません議事録につきまして、当局ホームページに掲載したところでございます。

このような状況をふまえながら、事務局といたしましても、当部会におきます議事録を当局ホームページ上で公開することが適当であると考え、部会の各委員の皆様のお意見を伺うために、昨年12月に文書により御案内を申し上げたところでございます。

その結果でございますけれど、各委員の皆様からの反対の御意見はございませんでしたので、本日この件につきまして、改めまして正式に当部会におきまして御承認をいただきたいと存じております。

御承認をいただければ、今回の部会議事録から公開の対象とさせていただくこととなりますので、委員の皆様には御承知をいただきたいという風に思っております。

以上、事務局からの説明でございます。よろしくお願いいたします。

山崎部会長

ありがとうございました。

説明が途中の方で前後いたしましたけども、議事録の公開ということについては、今、説明を事務局の方でされたような趣旨であります。よろしゅうございますか。異存がなければ今後公開してまいることになると思いますが、いいですか。

【異議なし】

では、承認を得られたものとします。

それでは、次の議事にはいってまいりたいと思います。

議事次第にしたがって進行してまいりますけれども、まず、議題1の議事録署名委員ということでございますけれども、運営規定の6条によって議事録については部会長と部会長の指名した委員及び臨時委員2名が署名するという風になっておりますが、私の他に2名を指名させていただきたいと思います。

労働者側委員として、今日、今まだお見えになっていないですが牧園委員、使用者側委員の代表といたしまして、野畑委員をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

【野畑委員了承】

いずれお見えになるということで牧園委員の署名ということにいたしたいと思います。

続きまして議題の2にまいります。平成17年度における港湾雇用安定等計画の施行状況について、事務局からお願いします。

塩川職業対策課長補佐

それでは、議題2「平成17年度における港湾雇用安定等計画の施行状況について」御説明させていただきたいと思っております。

資料の9ページから18ページに港湾雇用安定等計画を載せさせていただいております。

この「港湾雇用安定等計画」につきましては、大きな項目として5つからなっております。

1点目としましては、9ページから11ページにかけまして「計画の基本的考え方」、2点目につきましては、11ページから12ページ「港湾労働者の雇用の動向に関する事項」、3点目として12ページから15ページ「労働力の需給の調整の目標に関する事項」、4点目として16ページから17ページに「港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項」、最後、5点目として17ページから18ページに「港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項」というふうにそれぞれ載せております。

この「港湾雇用安定等計画」に基づく施行状況の説明となりますが、この計画は平成16年度から平成20年度までの5年間の計画となっております、今回は平成17年度、昨年度におけます、計画に基づく施行状況について御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の19ページから21ページ「平成17年度における港湾雇用安定等計画施行状況対照表」は、港湾雇用安定等計画を基に関門港における施行状況を、関係する項目毎に対照表として作成したものでございます。

本来は、19ページから21ページの項目に沿った説明となりますが、当該資料が重複するところもありますので、この表は後ほど見ていただきまして、22ページから43ページの各資料について説明することにより、この施行状況の説明とさせていただきたいと思っております。

それでは、22ページを御覧ください。

「関門港における港湾労働者就労状況」となっております。

上から順に、平成15年度から17年度の年度計・月平均、平成17年度におけます各月毎における、関門港全体の就労延数を、関門港全体と下関・北九州に分けて、北九州を門司・小倉・若松・戸畑・八幡と各港別に区分して計上しております。

それでは、22ページの内容を説明させていただきます。

関門港全体の港湾労働者の就労状況でございます。

月平均の就労延数ですが、平成16年度は44,713、平成17年度は44,447となっております、差し引きマイナス266、0.6%の減少となっております。

これを、各港別にみますと、下関港におきましては、平成16年度、6,693、17年度、6,638、差し引きマイナス55で、0.8%の減少。

門司港におきましては、平成16年度は12,395、17年度は12,998、プラス603で、4.9%の増加。

小倉港におきましては、平成16年度は7,263、17年度は7,328、差し引きプラス65で、0.9%の増加。

若松港におきましては、平成16年度は7,147、17年度は7,021、差し引きマイナス126で、1.8%の減少

戸畑港におきましては、平成16年度は1,443、17年度は1,614、差し引きプラス171で、11.9%の増加。

八幡港におきましては、平成16年度は9,771、17年度は8,847、差し引きマイナス924で9.5%の減少となっております。

続きまして23ページを御覧ください。

港湾労働者就労状況のうち企業常用について計上しております。

企業常用の月平均の就労延数について見ていきますと、平成16年度は43,418、17年度は43,123となっております、マイナス295で、0.7%の減少となっております。

就労延数全体における企業常用の比率は平成17年度におきましては97.0%となっております。

先程と同様に各港別にみてもみますと、下関港におきましては、16年度、6,272、17年度、6,275、プラス3で、0.05%の増加。

門司港におきましては、16年度、11,753、17年度、12,292、差し引プラス539で、4.6%の増加。

小倉港におきましては、16年度、7,244、17年度、7,269、差し引きプラス25で、0.3%の増加。

若松港におきましては、16年度、7,030、17年度、6,916差し引きマイナス114で、1.6%の減少。

戸畑港におきましては、16年度、1,443、17年度、1,614、差し引きプラス171で、11.9%の増加。

八幡港におきましては、16年度、9,676、17年度は、8,758、差し引きマイナス918で9.5%の減少となっております。

続きまして24ページをお願いします。

港湾労働者就労状況のうち派遣労働者について計上しております。

派遣労働者の月平均の就労延数についてみてみますと、16年度は355、17年度は413となっており、差し引きプラス58で16.3%の増加となっております。

就労延数全体における派遣労働者の比率は17年度、0.9%となっております。

派遣労働者につきましては後ほど港湾労働者派遣状況で改めて説明させていただきます

ので、ここでの説明は省略をさせていただきたいと思います。

続きまして25ページを御覧ください。

港湾労働者就労状況のうち日雇労働者について計上しております。

日雇労働者の月平均の就労延数についてみますと、16年度は、941、17年度は、911となっており、差し引きマイナス30で3.2%の減少となっております。

就労延数全体における日雇労働者の比率は平成17年度2.0%となっております。

これを各港別にみてみますと、下関港におきましては、16年度、419、17年度、363、マイナス56で、13.4%の減少。

門司港、16年度は370、17年度は418、差し引きプラス48で、13.0%の増加。

小倉港、16年度、2、17年度、3、差し引きプラス1で、50.0%の増加。

若松港におきましては、16年度は110、17年度は102、差し引きマイナス8で、7.3%の減少。

戸畑港におきましては平成16、17年度とも実績はありません。

八幡港におきましては、16年度は40、17年度は25、差し引きマイナス15で、37.5%の減少となっております。

なお、参考といたしまして、平成18年度の港湾労働者の就労状況について26ページから29ページにかけて載せておりますので、後ほど御覧ください。

古賀雇用指導係主任

それでは、ここで遅れていらっしゃいました、労働者側委員の牧園委員が到着されましたので御紹介させていただきます。

労働者代表の牧園委員でございます。

塩川職業対策課長補佐

それでは、関門港における日雇労働者就労状況です。

30ページから32ページにかけまして、先程説明しました日雇労働者のデータを全体、安定所紹介、直接雇用、に分けて載せてさせていただいております。

安定所紹介は下関港のみの数字があがっております。

北九州港におきましては、港湾作業を希望する日雇求職者がいないため、求人申込みがあっても、紹介が困難であることから直接雇用を認めている状況があります。

参考といたしまして、平成18年度の日雇労働者の状況について、33ページから35ページに載せております。後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、36ページから37ページにつきましては、港湾労働者派遣状況一覧として計上させていただいております。

36ページにつきましては平成17年度、37ページにつきましては平成18年度についての派遣締結数及び日雇労働者雇用数をそれぞれ計上しております。

また、派遣締結数については、事業所間とセンターあっ旋、日雇労働者雇用数については、安定所紹介と直接雇用に分けて各港別に計上しております。

なお、港別の項目のなかに、洞海港としてありますが、これは若松港、八幡港、戸畑港の3港をまとめたものとなっております。

36ページに戻りまして御説明させていただきます。

まず、関門港全体の派遣締結数は、16年度、4,257、17年度、4,955となっております。差し引きプラス698で、16.4%の増加となっております。

各港別にみえますと、門司港、16年度、3,277、17年度、3,465、差し引きプラス188で、5.7%の増加。

小倉港、平成16年度、216、17年度、666となっております。差し引きプラス450、208.3%の大幅な増加となっております。

洞海港におきましては、16年度、752、17年度、820となっており、差し引きプラス68で、9.0%の増加。

下関港におきましては、16年度、12、17年度、4となっており、差し引きマイナス8で、66.7%の減少となっております。

このように、港別の派遣状況を見ますと門司港が関門港全体の7割を占めております。

小倉港、洞海港につきましてもすこずつですが派遣の件数があがってきております。

センターに派遣のあっ旋を依頼しましても、あっ旋ができない場合は、例外として日雇労働者を雇用することとなります。

まず、安定所に日雇求人の申込みをしていただきまして、安定所の紹介を受けることとなります。

安定所の紹介数は、平成17年度3,647となっております。平成16年度の4,153よりマイナス506、12.2%の減少となっております。

北九州港におきましては、現在日雇求職者がいないことから、求人申込みをしても紹介することができないため、安定所紹介がないということについて、先程説明させていただいておりました。

安定所の紹介が不調に終わった場合、紹介対象者がいない場合につきましては、安定所に所定の届出をしていただきまして、日雇労働者の雇用を例外的に認めております。

直接雇用数とその数になりますが、平成17年度7,279、平成16年度7,134よりプラス145、2.0%の増加となっております。

37ページに参考といたしまして平成18年度の港湾労働者派遣状況について、18年11月までの分を掲載しておりますので、これにつきましても後ほど見ていただければと

思っております。

派遣実績につきましては、関係者の皆様の御協力により、年々を増加しております。

しかしながら、まだまだ十分な活用とまでは至っていない状況もありますので、引き続き港湾労働者派遣制度の活用につきまして、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

38ページから40ページにかけては港湾労働雇用秩序関係資料となっております。まず、38ページをお願いしたいとおもいます。

1、立入検査、現場パトロールの実施状況について、平成16年から平成18年12月末までを計上しております。

この数字は主に現場パトロールの数となっております、17年の実施回数は109、実施事業所数は274事業所となっております。

また、違反事業所は平成17年は2件、18年は1件という状況になっております。

2、事業所訪問指導の実施状況につきましても、同様に平成16年から平成18年12月末までを計上しております。

この数字は事業所訪問により事業所を指導した結果をあげております。17年は151事業所に対して行いました。

3、港湾労働者雇用安定センターとの連絡会議の開催状況です。

平成16年から平成18年12月末までを計上しております。17年はおおむね月1回のペースで開催いたしております。

4、雇用管理者の選任届の状況でございます。

関門港におきましては、平成17年は82事業所100%の雇用管理者が選任されております。

続きまして、39ページを御覧ください。

5、港湾労働者証所持者数でございます。

平成17年度末現在、関門港全体で3,187名と平成16年度末から、5人減少となっております。

各港の内訳をみますと、門司港におきましては、16年度、731、17年度、736となっており、差し引きプラス5で、0.7%の増加。

小倉港におきましては、平成16年度、平成534、17年度、550となっており、差し引きプラス16で、3.0%の増加。

若松港、平成16年度、602、平成17年度、630となっており、差し引きプラス28で、4.7%の増加。

戸畑港、平成16年度91、平成17年度91となっており、ここにつきましては、増減はありません。

八幡港、平成16年度、771、平成17年度、707、となっており、差し引きマイナス64で、8.3%の減少。

下関港、平成16年度、463、平成17年度、473となっており、差し引きプラス10で、2.2%の増加でございます。

八幡港におきましては、1社適用事業所が廃止されたことから減少幅が大きくなっております。

6、雇用管理者研修等の開催状況です。

平成15年度から平成18年12月末までを計上しております。

毎年、雇用管理者研修、派遣元責任者研修を年間2回開催しており、平成17年度の雇用管理者研修、派遣元責任者研修への参加につきましては、延べ89事業所より御参加していただいたところでございます。

続きまして、40ページを御覧ください。

7、共同パトロールの実施状況でございます。

共同パトロールは年2回実施しておりまして、平成17年度は6月17日と、港湾労働法遵守強化旬間中の11月25日に実施いたしました。

内容でございますが、関門港港湾雇用秩序連絡会議委員及び関係行政職員等によって各港運協会の協力を得まして、実施したところであります。

1回目は門司港労働出張所を出発いたしまして、下関地区、太刀浦地区、新門司地区をパトロールいたしまして、門司港労働出張所におきまして反省会を行いました。

2回目は門司港労働出張所を出発いたしまして、太刀浦地区、日明地区、響灘地区をパトロールし、若松所にて反省会を行いました。

参加人員は、第1回は28名、第2回は25名となっております。

第1回におきましては違反事例はありませんでしたが、第2回において、違反事例が1件ありました。

違反対象事業所に対してはパトロール後是正指導を行っております。

平成18年度につきましては、すでに2回実施しておりますが、参考までに下段の方に掲載させていただいております。

続きまして、41ページです。各会議開催状況でございます。

まず、福岡労働審議会関門港湾労働部会ではありますが、平成17年度につきましては、平成18年1月31日に開催いたしました。

議題につきましては、平成16年度における港湾雇用安定等計画の施行状況についての

報告と、響灘西地区におけます港湾労働法の適用について、門司港労働出張所に係る行政組織の見直しについての説明を行ったところです。

次に、関門港港湾雇用秩序連絡会議でございます。

平成17年度第32回は6月7日に開催いたしました。

関門港における港湾労働の実態について、関門港における雇用秩序維持の取り組みについて、平成17年度港湾労働関係における行事についての議題で開催させていただいております。

第33回は11月10日に開催され、関門港における港湾労働の実態について、港湾労働法遵守強化旬間についての議題で開催いたしました。

なお、18年度につきましても、すでに2回開催しておりますので、参考までに掲載させていただいております。

続きまして、42ページです。港湾労働法遵守強化旬間行事一覧です。平成16年度と平成17年度の旬間中に実施した行事を掲載しております。

17年度について御説明させていただきます。

共同パトロールにつきましては、先程説明いたしましたように、平成17年11月25日に太刀浦地区、日明地区、響灘地区にて実施いたしました。その結果、違反事例が1件ありました。

広報宣伝活動につきましては、厚生労働省作成のポスターの掲示、安定所及び太刀浦港湾労働福祉センターにて懸垂幕掲揚、関係安定所の広報誌への掲載、安定所職員が港湾運送事業所、港運協会等を訪問いたしまして港湾労働法の遵守について、協力依頼を行いました。その際ポスターの掲示を依頼するとともに記念品を配布いたしております。

その他、港湾労働安定協会主催、各八ローワーク、監督署の共催で派遣元責任者講習を毎年開催しております。

17年度は11月29日に開催いたしまして、参加数は47社、70名となっております。

43ページに移りまして、港湾運送に係る荷役機械の借り受け状況をまとめたものです。関門港におきましては平成12年度以降人付きリースはありません。

以上をもちまして、平成17年度における港湾雇用安定等計画の施行状況について説明を終わらせていただきます。

山崎部会長

ありがとうございました。

ちょっと途中でございますけども、牧園委員がお見えになられましたので、本日署名者ということになっておりますが、よろしゅうございますか。

【牧園委員了承】

それでは、只今御説明いただきました内容について御質問、御意見等がございましたら
お願いいたします。

村永委員

村永でございます。

先程ですね、冒頭部長の挨拶にもありましたけれど、雇用安定等計画は、以前は3年間で策定しよったんですよね、それが平成16年から20年という5年間という長い、2年間長くなるような策定をしてね。

それでね、東京あるいは神戸あたりでも組合側から言うとする。その中の部会の中でどうして5年にしたんだということがあって、元の3年に戻すべきじゃないか、今回は20年まで仕方ないとしてもね、21年の3月31日までですからね、これは仕方ないとしても次回の時にね、どうしても上の中職審の労働部会が決めてきて、それを地区におろして労働側が動きますので、是非このあたりもう一度中央における審議会でも議論してもらってですね、できれば21年の4月から、元の3年間でして欲しいなということを申し上げたい。

また、これについてこうだとか意見があれば、是非そういう方向でまとめてもらいたいなというように思っております。

山崎部会長

事務局の方がございましょう。今の御意見というか要望の形でいただいたんでございますけども。

塩川職業対策課長補佐

計画の3年が5年になったということで、平成11年の6月30日に取りまとめられました、中央職業安定審議会専門調査委員港湾労働部会報告というのがありまして、その中に今後の港湾労働対策の実施にあたりましては、中長期的な視点から計画を立案いたしまして、その目標に即した具体的措置を講じていくことが重要になってきていると考えられる。このため港湾雇用安定等計画の策定期間を5年程度としていくことが妥当であるということが指摘されまして、これ以降5年になっております。

山崎部会長

今の述べられた要望の趣旨は5年というのは少し長いのではないか。港湾状況の変化ということに対して少し長いのではないかということで、中央の方に伝えてもらえないかということであったんですが、その点の取扱いについての御返答が的確でないと思いますので、もう一度お願いします。

塩川職業対策課長補佐

申し訳ありませんでした。今、委員の方からお話がありました、「5年が長い、3年に戻してはどうか」ということについては、本省の方に上申していきたいと思っております。

山崎部会長

よろしゅうございますか。

他にございませんか

それでは、私の方から要点だけひとつふたつ。

先程の御説明の中で、直接雇用が増えているという話がありましたが、これと事故発生との関係というのは、あまり心配しなくてよろしいことなのでしょうか。

必ずしも港湾の仕事に慣れた方たちが、必ず直接雇用に応じてくるわけではないと思うんですね。その場合に事故発生というのが懸念されると思いますが、いかがでございましょうか。

塩川職業対策課長補佐

直接雇用の数が増えたことと、事故発生の関係ということなんですけども、事故発生の件数につきましては、把握いたしておりません。

港湾作業につきましては危険を伴うということ、慣れた方がいいということはあると思われませんが、申し訳ないですが直接雇用と事故発生の件数との因果関係につきましては、今のところ把握ができておりません。申し訳ありません。

山崎部会長

使用者側の方にちょっとお伺いしたいのですが、その点の懸念はございませんでしょうか。雇う側として、特別な配慮をなさるかどうか。

村永委員

その状況は私たちもずいぶん危惧しておったのですが、ほとんど経験者であって、例えば定年を過ぎて退職された方とかであって、未経験の方はほとんどいないようであります。それは港湾事業者ではない関連会社の作業員ですね。そこに仕事を依頼して、どうしても直接雇用の場合は労働者派遣が足りない場合は、企業努力が足りないから、門司の場合をとっても、先程言ったように、安定センターの職業紹介ができませんから、個人じゃなしに関連会社をお願いして作業しているということで、当然経験があり、定年になった元気な方が作業についているということで、事故もそう起きたということも聞いておりませんですね。

今のところ順調に回転しているという風に労働側からは見ております。

山崎部会長

わかりました、どうもありがとうございました。

もう一点、先程パトロールをなさったときに違反がひとつあったとの説明があったのですが、これは何の違反なんでしょうか。

塩川職業対策課長補佐

17年度の共同パトロールにおいて違反事象が発生したと先程報告させていただきました。

港湾労働法遵守強化旬間におけるパトロールにおきましてワッペンの未貼付の就労者、2名確認をさせていただいております。その場で事情を聴取しましたところ、ハローワークへの求人、日雇労働者雇用届がでていない日雇労働者が就労していたということが判明しております。

当該事業所から事情を聞きまして、港湾労働遵守の観点から両事業所に対しては強く指導を行っております。

山崎部会長

ありがとうございました。

私の方からはその2点だけでございます

他になにかございますか。

村永委員

今、中央の方ですね、いろんな違法雇用の問題で、港湾倉庫における作業があるんですよ。

港湾倉庫というのはあくまでも港湾労働者の、港労法の関係で港湾労働者が働くという場所なんですね。

そこに、全然関係のない日雇いの方が、電話1本で何月何日どこに集まりなさい、それで、バスで迎えに来て、軍手、メットを持って行ってですね、時給800円くらいで朝9時から夜9時というような働き方をしている。

まあ、当関門港ではそういう実態はないと思いますけども、もし、そういう状況があれば、抜き打ちでも、先程言ったように、雇用秩序パトロールは前もってわかっておりますから、そうではなしに職安含めて労働局にもそういう意識を持っていただいて。

現に、東京では今こういった問題がでておりますので。時給800円からそこらで働いて、その倉庫に連れて行って、50人から60人位が倉庫の中で働いておる。

仕事自体はIT関連のラベル貼りとか軽作業でありますけども、非常に劣悪な状態に置かれている。

そういうことを認めれば、港湾労働者の雇用と職域が脅かされるのではないかな、という気がしますので、ひとつ参考にしてもらって、当関門港でもそういうことが無いようにしないと、多くの派遣会社ができてくると、そういう状況ありますので、是非行政の方もわれわれからそういう要請があれば、一緒に取り締まりをして摘発していきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

山崎部会長

ありがとうございました。

ただいまの意見は、このパトロールというものは前もって予定した日程ではなかなかそういうことを見つけにくい、いわゆる、抜き打ちにやらないかという御意見だろうと思えますけれども、行政の方はなかなかそれは日程上しぼりづらいという面もあるでしょうから、こういった意見が労側の方からあったということを受け止めていただいて、注意を払っていただきたい。そういう風に思います。

他にございませんか。

他に無いようでございますから次の議題に移りたいと思えます。

議題の3、響灘西地区における港湾労働法の適用について事務局から御説明をお願いします。

塩川職業対策課長補佐

議題 3、響灘西地区における港湾労働法の適用について御説明させていただきます。

響灘西地区における港湾労働法の適用につきましては昨年のも会議の中でも御説明をさせていただいております。

かいつまんで申し上げますと、平成 13 年の港則法施行令の改正によりまして関門港の水域が拡大され、港則法施行令を引用している港湾労働法上の関門港の水域が拡大され、響灘西地区も関門港の一部という位置づけになりました。

陸の部分に関しましては、港湾倉庫への貨物の搬入、港湾倉庫からの貨物の搬出及び港湾倉庫内での荷捌きの行為については、港湾運送の行為として港労働法の適用となりまして、当該港湾倉庫の区域の指定に関しまして、厚生労働大臣が指定することとなります。

しかし、平成 13 年当時の響灘西地区につきましてはコンテナ埠頭建設のための埋立中でありまして、沿岸周辺に倉庫がなかったため範囲の指定を見送ることとされました。

その後平成 16 年度中に 16 年度末を目途に「ひびきコンテナターミナル」の供用が予定されたために、範囲指定について検討されましたけれども、供用開始時点では、港湾倉庫の設置が当面は見込まれないこと、港湾倉庫の区域を指定することとしても、線引きを予定しています市道の大部分が工事中でありまして、供用開始にいたっておらず、市道の名称を確定できないことから、供用開始された時点で再度告示の見直し等が必要となる。等の理由により、この区域の範囲指定を見送りました。

その後の対応といたしまして、倉庫等の設置により、港湾倉庫の区域を指定する必要が生じた時点又は一般国道 495 号から響灘西地区の市道の名称が確定し、供用が開始されることにより、港湾倉庫の区域の確定が可能になった時点、のどちらかをもって、当該地域を港湾倉庫の区域に含めるための大臣告示の改正を行うとしていたところでございます。

今般、響灘西地区におきまして港湾倉庫が完成し、平成 18 年 9 月 1 日から稼働することから、港湾労働法施行令の規定に基づきまして厚生労働大臣が指定する区域を定める告示の一部改正が行われ、港湾労働法の適用を受ける港湾倉庫の区域が変更されました。

告示につきましては資料 44 ページから 46 ページに、旧境界、新境界の対象図につきましては資料 47 ページに載せておりますので参考にさせていただきたいと思っております。

今後、当該新境界の中の倉庫につきましては、1 年間の入出庫高の実績によりまして海からの入庫量と海への出庫量を総入出庫量で割った場合に一定の割

合を超えた場合につきまして港湾倉庫として管轄の公共職業安定所長が指定することとしております。

以上、響灘西地区における港湾労働法の適用について御説明させていただきました。

山崎部会長

ただいまの事務局の説明についての御質問等ございませんか。

これは、大体皆様おわかりいただいている部分だと思しますので、問題は無いものとして、次に移りたいと思います。

若松公共職業安定所、門司公共職業安定所の行政組織の見直しということで、これについての説明をお願いします。

小池総務部長

福岡労働局総務部長の小池でございます。

本日御出席の皆様方におかれましては関門港におきます港湾労働行政の運営につきまして日頃から特段の御配慮、御協力をいただいております。この場をお貸りして私の方からも厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、お手元に若松公共職業安定所及び門司公共職業安定所に係る行政組織の見直しについてという資料を配付しておりますが、これに沿いまして説明をさせていただきます。

国におきましては行政組織の効率的、効果的な運営を図るため、全省庁的に組織の見直しが行われています。これに伴いまして、組織の統廃合が進められております。

また、一方で簡素で効率的な政府を実現するため行政改革を推進するという一方で、行政改革推進法に基づきまして、総人件費改革によりまして、5年間で国の行政機関の人員の5%以上を純減するということが決定されております。

ハローワーク関係職員につきましても、1000人を超える人員削減が見込まれております。さらに効率的な行政運営が求められているところでございます。

当福岡労働局におきましても、昨年の当部会で御説明を申し上げましたが、本年3月末をもちまして、門司公共職業安定所門司港労働出張所を港湾労働課に降格して業務を行うことにしております。さらに今般、平成19年度の行政組織の見直しといたしまして、若松、門司両公共職業安定所の組織の見直しを行うということで、昨年末に本省から通知があったところでございます。

その内容は、資料にもございますとおり、若松、門司両公共職業安定所をそれぞれ八幡、小倉職業安定所の出張所に降格して業務を行うことということでございます。

業務内容につきましては現在本省と調整中でございますけれども、一部業務は本所とな

る八幡、小倉両所に集約するという部分がございます。

地域住民に対する必要かつ適切なサービスの提供を念頭に、必要で支障のないような運用を心がけたいということで考えております。

なお、両所の庁舎等の施設の変更、港湾労働に関する業務につきましては変更はございません。また、行政組織の見直しにつきましては、19年度ということになりますので、その時期につきましても19年度中に平成20年3月末を目途に準備をしておるところでございます。

なお、行政組織の見直しということで、これは、政府の予算案の中に入っておりますので、正式には政府案の成立をもって決定ということになります。

実際の業務につきましては、地域住民、関係者の皆様へのサービスの低下をさせないということを念頭におきまして対応してまいりたいと思っております。

何卒労働行政の置かれております状況を御理解いただければと思っております。以上でございます。

山崎部会長

ただいまの事務局からの説明についての御質問、御意見はございませんでしょうか。

ちょっと確認いたしますけど、事務と場所は変わらないんですね。

小池総務部長

建物等は変わりません。

山崎部会長

現行とおりと書いてあるのはそういう意味なんですね。

小池総務部長

そうです。極端に申しますと看板を掛け替えるだけということでございます。

もう少し申し上げますと、業務的には庶務的なところとか統計的なところ、そういったところを本所の方に集約いたしまして、日常業務的には今の体制を維持するというところで考えております。

山崎部会長

わかりました。ありがとうございました。

他に御意見ありませんか。

その他、この場を借りて他に御意見、御要望がございましたら承っておきたいと思いますが、ございませんか。

なければこれをもちまして部会を終了したいと思います。お疲れ様でございました。